

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり、プロポーザルの提出を招請します。

令和6年9月4日

(仮称) JR 釜石線利用促進協議会
事務局 釜石市長 小野 共

1 業務概要

(1) 業務名

JR 釜石線マイレール意識醸成等業務

(2) 業務の目的

JR 釜石線の持つ魅力や価値観を共有し、JR 釜石線の魅力発信や日常生活での利用促進のため、地域の意向調査やシンポジウムを開催し、マイレール意識の醸成を図るとともに観光での利用促進のため、モニターツアーを実施し、テレビ番組等の放映により利用者の増加を図ろうとするもの。

(3) 業務内容・委託料等

別紙「JR 釜石線マイレール意識醸成等業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間

委託契約締結の日から令和7年3月21日(金)まで

2 実施形式

公募型プロポーザル方式

3 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

なお、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可とするが、この場合は代表者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の参加者資格についても同様に扱う。

ア 岩手県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者で、本業務の実施について、委託者の要求に応じて即時に来訪し、対応できる体制を整えていること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

オ 実施要領を公示した日から契約締結日までの期間において、岩手県、JR 釜石線沿線

自治体及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。(国の機関に係る者は賄賂、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。)

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

(i) 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。)

(ii) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

(iii) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

(iv) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

(v) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

キ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

ク 県税及び地方税を滞納している者でないこと。

ケ 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

4 実施要領等の入手方法

実施要領及び様式等については、事務局（釜石市）のホームページからダウンロードすること。なお、窓口又は郵送等での配布は行わない。

5 担当部署

(仮称) JR 釜石線利用促進協議会事務局（釜石市市民生活部生活環境課内）

〒026-8686 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号

TEL : 0193-22-2111 (内線 207) / FAX : 0193-22-2199

E-MAIL : endou1738@city.kamaishi.iwate.jp

6 スケジュール

期日	時間	内容
9月4日(水)		公告・公募開始
9月6日(金)	正午まで	質問書の提出期限
		質問書への回答
9月10日(火)	正午まで	企画プロポーザル参加表明書提出期限
		企画プロポーザル参加辞退届提出期限
9月18日(水)	正午まで	企画提案書提出期限
9月20日(金)		審査会
9月30日(月)		契約締結

7 その他

- (1) プロポーザル手続きの詳細は、実施要領による。
- (2) 当該プロポーザルは、事業を実施するに当たり優先的に随意契約を締結する権利を持つ事業者を選定するため、予算成立前に実施するものであり、この選定により委託契約を確定するものではない。